

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例等</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 区分審理決定がされた場合の審理及び裁判の特例等</p> <p>第一節 審理及び裁判の特例</p> <p>第一款 区分審理決定（第七十一条―第七十六条）</p> <p>第二款 区分事件審判（第七十七条―第八十五条）</p> <p>第三款 併合事件審判（第八十六条―第八十九条）</p> <p>第二節 選任予定裁判員</p> <p>第一款 選任予定裁判員の選定（第九十条―第九十二条）</p> <p>第二款 選任予定裁判員の選定の取消し（第九十三条―第九十六条）</p> <p>第三款 選任予定裁判員の裁判員等への選任（第九十七条）</p> <p>第四款 雑則（第九十八条・第九十九条）</p> <p>第六章 裁判員等の保護のための措置（第一百条―第一百二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例</p> <p>第四章（略）</p> <p>第五章 裁判員等の保護のための措置（第七十一条―第七十三条）</p> <p>第六章 雑則（第七十四条―第七十六条）</p> <p>第七章 罰則（第七十七条―第八十四条）</p>

。)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。第二十六条第三項において同じ。)の規定による不選任の決定があつた者を除く。)

七・八 (略)

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第八号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

2 (略)

(冒頭陳述に当たつての義務)

第五十五条 検察官が刑事訴訟法第二百九十六条の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たつては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならぬ。被告人又は弁護人が同法第三百十六条の三十の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにする場合も、同様とする。

第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例等

(刑事訴訟法等の適用に関する特例)

第六十四条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、

六・七 (略)

(裁判員等の申立てによる解任)

第四十四条 裁判員又は補充裁判員は、裁判所に対し、その選任の決定がされた後に生じた第十六条第七号に規定する事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として辞任の申立てをすることができる。

2 (略)

(冒頭陳述に当たつての義務)

第五十五条 検察官が刑事訴訟法第二百九十六条の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たつては、公判前整理手続における争点及び証拠の整理の結果に基づき、証拠との関係を具体的に明示しなければならぬ。被告人又は弁護人が同法第三百十六条の三十の規定により証拠により証明すべき事実を明らかにする場合も、同様とする。

第二節 刑事訴訟法等の適用に関する特例

(刑事訴訟法の適用に関する特例)

第六十四条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における刑事訴訟法の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第八十一条	第八十九条 第五号
(略)	逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をするとき。
(略)	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員、補充裁判員若しくは選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させる行為をするとき、又は裁判員、補充裁判員若しくは選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接

次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	第八十一条	第八十九条 第五号
(略)	逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をするとき。
(略)	逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触すると疑うに足りる相当な理由	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させる行為をするとき、又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接

(略)	(略)	(略)	第九十六条 第一項第四号	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、若しくはこれらの者を畏怖させる行為をしたとき、又は裁判員、補充裁判員若しくは選任予定裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触したとき。	触すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
-----	-----	-----	-----------------	--	--	-----------------------

2 | 第二條第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第二十二條第四項の規定の適用については、同項中「合議体の構成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

（訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録）

(略)	(略)	(略)	第九十六条 第一項第四号	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。	被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくは加えようとし、若しくはこれらの者を畏怖させる行為をしたとき、又は裁判員若しくは補充裁判員に、面会、文書の送付その他の方法により接触したとき。	りる相当な理由があるとき。
-----	-----	-----	-----------------	--	--	---------------

（新設）

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する

第六十五条 裁判所は、対象事件（第五条本文の規定に

より第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求める行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声と同時に記録することができる物という。以下同じ。）に記録することができる。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでない。

2| 前項の規定による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第五十七条の四第一項に規定する方法により証人を尋問する場合には、その証人の同意がなければ、これを行うことができない。

3| 前項の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。ただし、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがないと明らかに認められるときは

法律の適用に関する特例)

第六十五条 第二条第一項の合議体で事件が取り扱われる場合における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二十二條第四項の適用については、同項中「合議体の構成員」とあるのは、「合議体の構成員である裁判官」とする。

4 | この限りでない。

刑事訴訟法第四十条第二項、第八十条第二項及び第二百七十条第二項の規定は前項の規定により訴訟記録に添付して調書の一部とした記録媒体の謄写について、同法第三百五条第四項及び第五項の規定は当該記録媒体がその一部とされた調書の取調べについて、それぞれ準用する。

第五章 区分審理決定がされた場合の審理及び裁判の特例等

第一節 審理及び裁判の特例

第一款 区分審理決定

(区分審理決定)

第七十一条 裁判所は、被告人を同じくする数個の対象事件の弁論を併合した場合又は第四条第一項の決定に係る事件と対象事件の弁論を併合した場合において、併合した事件（以下「併合事件」という。）を一括して審理することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要があると認められるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、併合事件の一部を一又は二以上の被告事件ごとに区分し、この区分した一又は二以上の被告事件ごとに、順次、審理する旨の決定（以下「区分審理決定」という。）をすることができ、ただし、犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるとき、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるとき

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

その他相当でない認められるときは、この限りでない。

2| 区分審理決定又は前項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

3| 区分審理決定又は第一項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(区分審理決定の取消し及び変更)

第七十二条 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、区分事件（区分審理決定により区分して審理することとされた一又は二以上の被告事件をいう。以下同じ。）ごとに審理することが適當でないと認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、区分審理決定を取り消す決定をすることができる。ただし、区分事件につき部分判決がされた後は、この限りでない。

2| 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、適當と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、区分審理決定を変更する決定をすることができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

3| 前二項の決定又はこれらの項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

4| 前条第三項の規定は、前項に規定する決定について

(新設)

準用する。

(審理の順序に関する決定)

第七十三条 裁判所は、二以上の区分事件があるときは、決定で、区分事件を審理する順序を定めなければならない。

2 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、適当と認めるときは、決定で、前項の決定を変更することができる。

3 前二項の決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

(構成裁判官のみで構成する合議体による区分事件の審理及び裁判)

第七十四条 裁判所は、区分事件に含まれる被告事件の全部が、対象事件に該当しないとき又は刑事訴訟法第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため対象事件に該当しなくなったときは、構成裁判官のみで構成する合議体でその区分事件の審理及び裁判を行う旨の決定をすることができる。

(公判前整理手続等における決定)

第七十五条 区分審理決定並びに第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項及び第二項並びに前条の決定は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。第七十一条第一項並びに第七十二条第一項及び第二項の請求を却下する決定についても、

(新設)

(新設)

(新設)

同様とする。

(区分審理決定をした場合の補充裁判員に関する決定)

第七十六条 裁判所は、区分審理決定をした場合において、第二十六条第一項に規定する必要な員数の補充裁判員を置く決定又は補充裁判員を置かない決定をするときは、各区分事件の審理及び裁判(以下「区分事件審理」という。)並びに第八十六条第一項に規定する併合事件審理について、それぞれ、これをしなければならない。

第二款 区分事件審判

(区分事件の審理における検察官等による意見の陳述)

第七十七条 区分事件の審理において、証拠調べが終わった後、検察官は、次条第二項第一号及び第三号から第五号まで並びに第三項各号に掲げる事項に係る事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 区分事件の審理において、証拠調べが終わった後、被告人及び弁護人は、当該区分事件について意見を陳述することができる。

3 区分事件の審理において、裁判所は、区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人(刑事訴訟法第三百十六条の三第三項に規定する被害者参加人をいう。第八十九条第一項において同じ。)又はその委託を受けた弁護士から、第一項に規定する事項に係る事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出

(新設)

(新設)

(新設)

がある場合において、審理の状況、申出をした者の数

その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公判期日において、同項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

4| 刑事訴訟法第三百十六條の三十八第二項から第四項までの規定は、前項の規定による意見の陳述について準用する。

5| 刑事訴訟法第三百十六條の三十七の規定は、第三項の規定による意見の陳述をするための被告人に対する質問について準用する。

(部分判決)

第七十八條 区分事件に含まれる被告事件について、犯罪の証明があつたときは、刑事訴訟法第三百三十三條及び第三百三十四條の規定にかかわらず、部分判決で有罪の言渡しをしなければならない。

2| 部分判決で有罪の言渡しをするには、刑事訴訟法第三百三十五條第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を示さなければならぬ。

一 罪となるべき事実

二 証拠の標目

三 罰条の適用並びに刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四條第一項の規定の適用及びその適用に係る判断

四 法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実に係る判断

(新設)

五 法律上刑を減免し又は減免することができ理由となる事実に係る判断

3 部分判決で有罪の言渡しをする場合は、次に掲げる事項を示すことができる。

一 犯行の動機、態様及び結果その他の罪となるべき事実に関連する状況に関する事実

二 没収、追徴及び被害者還付の根拠となる事実並びにこれらに関する規定の適用に係る判断

4 区分事件の審理において第二項第四号又は第五号に規定する事実が主張されたときは、刑事訴訟法第三百三十五条第二項の規定にかかわらず、部分判決において、これに対する判断を示さなければならぬ。

5 第六十三条の規定は、第一項の規定による部分判決の宣告をする場合について準用する。

第七十九条 区分事件に含まれる被告事件について、刑事訴訟法第三百二十九条の規定による管轄違いの判決、同法第三百三十六条の規定による無罪の判決、同法第三百三十七条の規定による免訴の判決又は同法第三百三十八条の規定による公訴棄却の判決の言渡しをしなければならぬ事由があるときは、部分判決でその旨の言渡しをしなければならない。

(部分判決に対する控訴の申立て)

第八十条 部分判決に対しては、刑事訴訟法第三百七十二條の規定にかかわらず、控訴をすることができない。

(管轄違い等の部分判決後の弁論の分離)

(新設)

(新設)

第八十一条 第七十九条の部分判決は、当該部分判決をした事件に係る弁論を刑事訴訟法第三百十三条第一項の決定により分離した場合には、その決定を告知した時に、終局の判決となるものとする。

(新設)

(区分事件審判に関する公判調書)

第八十二条 区分事件審判に関する公判調書は、刑事訴訟法第四十八条第三項の規定にかかわらず、各公判期日後速やかに、遅くとも当該区分事件についての部分判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。

(新設)

ただし、部分判決を宣告する公判期日の調書及び公判期日から部分判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は、それぞれその公判期日後十日以内に、整理すれば足りる。

2| 前項の公判調書に係る刑事訴訟法第五十一条第一項の規定による異議の申立ては、同条第二項の規定にかかわらず、遅くとも当該区分事件審判における最終の公判期日後十四日以内(前項ただし書の規定により部分判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内)にこれをしなければならぬ。

(公訴の取消し等の制限)

第八十三条 区分事件に含まれる被告事件についての公訴は、刑事訴訟法第二百五十七条の規定にかかわらず、当該区分事件について部分判決の宣告があつた後は、これを取り消すことができない。

(新設)

2| 刑事訴訟法第四百六十五条第一項の規定による正式

裁判の請求があつた被告事件について、区分審理決定があつたときは、同法第四百六十六条の規定にかかわらず、当該被告事件を含む区分事件について部分判決の宣告があつた後は、当該請求を取り下げることができない。

3| 前項の区分審理決定があつた場合には、同項の請求に係る略式命令は、刑事訴訟法第四百六十九条の規定にかかわらず、当該被告事件について終局の判決があつたときに、その効力を失う。

(区分事件審判における裁判員等の任務の終了)

第八十四条 区分事件審判に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務は、第四十八条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときに終了する。

- 一 当該区分事件について部分判決の宣告をしたとき。
- 二 当該区分事件に含まれる被告事件の全部について刑事訴訟法第三百三十九条第一項の規定による公訴を棄却する決定がされたとき。
- 三 当該区分事件について第七十四条の決定がされたとき。

(区分事件の審理における公判手続の更新)

第八十五条 前条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員の任務が終了し、新たに第二条第一項の合議体に他の区分事件審判に係る職務を行う裁判員が加わつた場合には、第六十一条第一項の規定にかかわらず、公判手続の更新は行わないものとする。

(新設)

(新設)

第三款 併合事件審判

(併合事件審判)

第八十六条 裁判所は、すべての区分事件審判が終わつた後、区分事件以外の被告事件の審理及び区分事件の審理（当該区分事件に含まれる被告事件に係る部分判決で示された事項に係るもの（第三項の決定があつた場合を除く。）を除く。）並びに併合事件の全体についての裁判（以下「併合事件審判」という。）をしなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により併合事件の全体についての裁判をする場合においては、部分判決がされた被告事件に係る当該部分判決で示された事項については、次項の決定があつた場合を除き、これによるものとする。

3 裁判所は、構成裁判官の合議により、区分事件の審理又は部分判決について刑事訴訟法第三百七十七条各号、第三百七十八条各号又は第三百八十三条各号に掲げる事由があると認めるときは、職権で、その旨の決定をしなければならない。

(併合事件審判のための公判手続の更新)

第八十七条 第八十四条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員の任務が終了し、新たに第二条第一項の合議体に併合事件審判に係る職務を行う裁判員が加わつた場合には、第六十一条第一項の規定にかかわらず、併合事件審判をするのに必要な範囲で、区分事件の公判手続を更新しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(刑事訴訟法第二百九十二条の二の意見の陳述)

第八十八条 区分事件に含まれる被告事件についての刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述又は同条第七項の規定による意見を記載した書面の提出は、併合事件審判における審理において行うものとする。ただし、併合事件審判における審理において行うことが困難である場合その他当該被告事件を含む区分事件の審理において行うことが相当と認めるときは、当該区分事件の審理において行うことができる。

(新設)

(併合事件審理における検察官等による意見の陳述)

第八十九条 併合事件審判における審理において行う刑事訴訟法第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述、同条第二項の規定による被告人及び弁護人の意見の陳述並びに同法第三百十六条の三十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の見解の陳述は、部分判決で示された事項については、することができない。

(新設)

2 | 裁判長は、前項に規定する意見の陳述が部分判決で示された事項にわたるときは、これを制限することができる。

第二節 選任予定裁判員

第一款 選任予定裁判員の選定

(新設)

(新設)

(選任予定裁判員)

第九十条 裁判所は、区分審理決定をした場合において、必要があると認めるときは、裁判員等選任手続において、第八十四条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の任務が終了した後、他の区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるべき必要な員数の選任予定裁判員を、各区分事件審判又は併合事件審判ごとに、あらかじめ選定することができる。この場合において、選任予定裁判員の員数は、裁判所が定めるものとする。

2

前項の規定により選任予定裁判員を選定する場合における第二十六条第二項、第二十七条第一項ただし書、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「前項の決定をした」とあるのは「選任予定裁判員を選定することとした」と、第二十七条第一項ただし書中「期日から」とあるのは「期日及び第九十七条第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する決定がされると見込まれる日から」と、第三十五条第二項中「第三十七条第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任する」とあるのは「第九十一条第一項の規定により選任予定裁判員を選定する」と、第三十六条第二項中「補充裁判員を置く」とあるのは「裁判員の員数を超える員数の選任予定裁判員を選定する」と、「選任すべき補充裁判員の」とあるのは「選定すべき選任予定裁判員の員数のうち裁判員の員数を超える」と、「三人又は四人のときは二人、五人又は六人のときは

(新設)

三人」とあるのは「三人以上の奇数及びそれに続く偶数の員数のときは当該偶数の員数の二分の一の員数」とする。

(選任予定裁判員の選定)

第九十一条 裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかつたものから、前条第一項の規定により裁判所が定めた員数(当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数)の選任予定裁判員を裁判員(補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。)に選任されるべき順序を定めて選定する決定をしなければならぬ。

2 裁判所は、前項の規定により選任予定裁判員に選定された者以外の不選任の決定がされなかつた裁判員候補者については、不選任の決定をするものとする。

(選任予定裁判員が不足する場合の措置)

第九十二条 裁判所は、前条第一項の規定により選定された選任予定裁判員の員数が選定すべき選任予定裁判員の員数に満たないときは、不足する員数の選任予定裁判員を選定することができる。

2 第二十六条(第一項を除く。)から第三十六条(第二項を除く。)まで及び前条の規定は、前項の規定による選任予定裁判員の選定について準用する。この場合において、第二十六条第二項中「前項の決定をした」とあるのは「不足する員数の選任予定裁判員を選定

(新設)

(新設)

することとした」と、第二十七条第一項ただし書中「期日から」とあるのは「期日及び第九十七条第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する決定がされると見込まれる日から」と、第三十五条第二項中「第三十七条第一項又は第二項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任する」とあるのは「第九十二条第二項において読み替えて準用する第九十一条第一項の規定により選任予定裁判員に選定する」と、第三十六条第一項中「四人（第二条第三項の決定があつた場合は、三人）」とあるのは「選定すべき選任予定裁判員の員数が一人又は二人のときは一人、三人以上の奇数及びそれに続く偶数の員数のときは当該偶数の員数の二分の一の員数」と、前条第一項中「前条第一項の規定により裁判所が定めた」とあるのは「不足する」と読み替えるものとする。

第二款 選任予定裁判員の選定の取消し

(請求による選任予定裁判員の選定の取消し)

第九十三条 検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、次の各号のいずれかに該当することを理由として選任予定裁判員の選定の取消しを請求することができる。ただし、第二号に該当することを理由とする請求は、当該選任予定裁判員についてその選定の決定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。

一 選任予定裁判員が、第十三条に規定する者に該当しないとき、第十四条の規定により裁判員となるこ

(新設)

(新設)

とができない者であるとき、又は第十五条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第十七条各号に掲げる者に該当するとき。

二 選任予定裁判員が、不公平な裁判をするおそれがあるとき。

三 選任予定裁判員が、裁判員候補者であつたときに、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしていたことが明らかとなり、裁判員又は補充裁判員の職務を行わせることが適当でないとき。

2 前項の請求を受けた裁判所は、同項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をする。

3 前項の決定又は第一項の請求を却下する決定をするには、最高裁判所規則で定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

4 第二項の規定により選任予定裁判員の選定を取り消す決定をするには、当該選任予定裁判員に陳述の機会を与えなければならぬ。

5 第一項の請求を却下する決定には、理由を付さなければならぬ。

(異議の申立て)

第九十四条 前条第一項の請求を却下する決定に対しては、当該決定に関与した裁判官の所属する地方裁判所に異議の申立てをすることができる。

(新設)

2| 前項の異議の申立てを受けた地方裁判所は、合議体
で決定をしなければならぬ。

3| 第一項の異議の申立てに関しては、即時抗告に関する
刑事訴訟法の規定を準用する。

(職権による選任予定裁判員の選定の取消し)

第九十五条 裁判所は、第九十三条第一項各号のいずれ
かに該当すると認めるときは、職権で、選任予定裁判
員の選定を取り消す決定をする。

2| 第九十三条第三項及び第四項の規定は、前項の規定
による決定について準用する。

3| 裁判所は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じ
たことにより、選任予定裁判員をその選定に係る区分
事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又
は補充裁判員に選任する必要がなくなった場合には、
職権で、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定を
する。

一| 第七十二条第一項の規定により区分審理決定が取
り消されたとき。

二| 第七十二条第二項の規定により区分審理決定が変
更され、区分事件に含まれる被告事件の全部につい
ての審判が他の区分事件審判又は併合事件審判とし
て行われることとなったとき。

三| 第一号に掲げる場合のほか、その職務を行うべき
区分事件に含まれる被告事件の全部又は区分事件以
外の被告事件の全部について刑事訴訟法第三百三十
九条第一項の規定による公訴を棄却する決定がされ
たとき。

(新設)

四 区分事件について第七十四条の決定がされたとき。
裁判所は、前項に規定する場合のほか、選任予定裁判員をその選定に係る区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任する必要がなくなつたと認めるときは、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をすることができる。

(選任予定裁判員の申立てによる選定の取消し)

第九十六条 選任予定裁判員は、裁判所に対し、第十六条第八号に規定する事由(その選定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限る。)により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として選定の取消しの申立てをすることができる。

2 裁判所は、前項の申立てを受けた場合において、その理由があると認めるときは、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をしなければならない。

第三款 選任予定裁判員の裁判員等への選任

第九十七条 裁判所は、第八十四条の規定により区分事件審判に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務が終了したときは、第三十七条の規定にかかわらず、当該区分事件審判の次の区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるために選定されている選任予定裁判員で、指定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことから、その選定において定められた順序に従い、当該職務を行う裁

(新設)

(新規)

(新設)

判員（補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。第五項において同じ。）を選任する決定をするものとする。

2| 裁判所は、前項に規定する選任予定裁判員を同項に規定する期日に呼び出さなければならぬ。

3| 前項の呼出しは、選任予定裁判員に通知して行う。

4| 裁判所は、第一項に規定する区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるために選定されている選任予定裁判員のうち、同項の規定により裁判員又は補充裁判員に選任された者以外の者については、選定を取り消す決定をしなればならぬ。

5| 第一項の規定により選任予定裁判員を裁判員に選任する場合における第二十九条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項の規定の適用については、第二十九条第一項及び第二項中「裁判員候補者」とあるのは「選任予定裁判員」と、第三十八条第一項中「前条第一項」とあるのは「第九十七条第一項」とする。

第四款 雑則

（公務所等に対する照会に関する規定の準用）

第九十八条 第十二条第一項の規定は、選任予定裁判員についてその選定の取消しの判断のため必要がある場合について準用する。

（最高裁判所規則への委任）

第九十九条 前三款に定めるもののほか、選任予定裁判

（新設）

（新設）

（新設）

員の選定及び裁判員又は補充裁判員への選任に関する
手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第六章 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第百条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を取得
したことその他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員
若しくは裁判員候補者であること又はこれらの者であ
ったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを
してはならない。

(裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い)

第百一条 何人も、裁判員、補充裁判員、選任予定裁判
員又は裁判員候補者若しくはその予定者の氏名、住所
その他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはな
らない。これらであった者の氏名、住所その他の個人
を特定するに足りる情報についても、本人がこれを公
にすることに同意している場合を除き、同様とする。

2 前項の規定の適用については、区分事件審判に係る
職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第
八十四条の規定によりその任務が終了したものは、す
べての区分事件審判の後に行われる併合事件の全体に
ついでに裁判(以下「併合事件裁判」という。)がさ
れるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるも
のとみなす。

(裁判員等に対する接触の規制)

第五章 (略)

(不利益取扱いの禁止)

第七十一条 労働者が裁判員の職務を行うために休暇を
取得したことその他裁判員、補充裁判員若しくは裁判
員候補者であること又はこれらの者であつたことを理
由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはなら
ない。

(裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い)

第七十二条 何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候
補者若しくはその予定者の氏名、住所その他の個人を
特定するに足りる情報を公にしてはならない。これら
であつた者の氏名、住所その他の個人を特定するに足
りる情報についても、本人がこれを公にすることに同
意している場合を除き、同様とする。
(新設)

(裁判員等に対する接触の規制)

第二百二条 何人も、被告事件に関し、当該被告事件を取り扱う裁判所に選任され、又は選定された裁判員若しくは補充裁判員又は選任予定裁判員に接触してはならない。

2 (略)

3 前二項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

第七章 (略)

第三百三条 (略)

第三百四条 (指定都市の区に対するこの法律の適用)

第三百五条 (事務の区分)

第三百六条 (略)

第八章 (略)

第三百七条 (裁判員等に対する請託罪等)

第三百八条 (略)

3 2 選任予定裁判員に対し、裁判員又は補充裁判員とし

第七十三条 何人も、被告事件に関し、当該被告事件の裁判員又は補充裁判員に接触してはならない。

2 (新設)

第六章 (略)

第七十四条 (運用状況の公表)

第七十五条 (指定都市の区に対するこの法律の適用)

第七十六条 (事務の区分)

第七十七条 (略)

第七章 (略)

第七十八条 (裁判員等に対する請託罪等)

第七十九条 (略)

2 (新設)

て行うべき職務に関し、請託をした者も、第一項と同様とする。

4 被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、選任予定裁判員に対し、事実の認定その他の裁判員として行うべき判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者も、第一項と同様とする。

(裁判員等に対する威迫罪)

第百七条 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者も、前項と同様とする。

(裁判員等による秘密漏示罪)

第百八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、

(新設)

(裁判員等に対する威迫罪)

第七十八条 被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 被告事件に関し、当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもってするかを問わず、威迫の行為をした者も、前項と同様とする。

(裁判員等による秘密漏示罪)

第七十九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

5 | 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

6 | 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に関与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第一項と同様とする。

7 | 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に関与した構成裁判官であつた者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考ええる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されると考える事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは

4 | 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考ええる事実若しくは量定すべきであると考ええる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

5 | 裁判員又は補充裁判員の職にあつた者が、構成裁判官であつた者又はその被告事件の他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあつた者以外の者に対し、当該被告事件の裁判所による事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第一項と同様とする。

（新設）

量定されると考へる刑を述べたときも、第一項と同様とする。

(裁判員の氏名等漏示罪)

第九十九条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条(第三十八条第二項(第四十六条第二項)において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。次条に同じ。)に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者による虚偽記載罪等)

第一百十条 (略)

(裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料)

第一百一十一条 裁判員候補者が、第三十条第三項又は第三十四条第三項(これらの規定を第三十八条第二項(第四十六条第二項)において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

(裁判員の氏名等漏示罪)

第八十条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあつた者又は被告人若しくは被告人であつた者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(裁判員候補者による虚偽記載罪等)

第八十一条 (略)

(裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料)

第八十二条 裁判員候補者が、第三十条第三項又は第三十四条第三項(これらの規定を第三十八条第二項(第四十六条第二項)において準用する場合を含む。)及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

(裁判員候補者の不出頭等に対する過料)

第一百二十二条 (略)

一 呼出しを受けた裁判員候補者が、第二十九条第一項(第三十八条第二項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

二 呼出しを受けた選任予定裁判員が、第九十七条第五項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

三 (略)

四 (略)

五 裁判員が、第六十三条第一項(第七十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。

(即時抗告)

第一百十三条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 (略)

一 (略)

二 第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第一百条、第一百一条、第一百四十二条、第一百五十五条及び附則第六条

(裁判員候補者の不出頭等に対する過料)

第八十三条 (略)

一 呼出しを受けた裁判員候補者が、第二十九条第一項(第三十八条第二項(第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。

(新設)

二 (略)

三 (略)

四 裁判員が、第六十三条第一項の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。

(即時抗告)

第八十四条 (略)

附則

(施行期日)

第一条 (略)

一 (略)

二 第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第七十一条、第七十二条、第七十五条、第七十六条及び

の規定 公布の日から起算して四年六月を超えない
範囲内において政令で定める日

三 (略)

四 第七十七条第三項から第五項までの規定 犯罪被

害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等
の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号

)の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅
い日

(調整規定)

2| 第五条 この法律の施行の日が犯罪被害者等の権利利益
の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法
律の施行の日前となる場合には、同法の施行の日の前
日までの間における第八十九条第一項の規定の適用に
ついては、同項中「、同条第二項の規定による被告人
及び弁護人の意見の陳述並びに同法第三百十六條の三
十八第一項の規定による区分事件に含まれる被告事件
に係る被害者参加人又はその委託を受けた弁護士」と
あるのは、「並びに同条第二項の規定による被告人及
び弁護人」とする。

2| この法律の施行の日が犯罪被害者等の権利利益の保
護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律附
則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前となる場合
には、同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に
おける第六十五条第四項の規定の適用については、同
項中「第三百五条第四項及び第五項」とあるのは、「
第三百五条第三項及び第四項」とする。

附則第五条の規定 公布の日から起算して四年六月
を超えない範囲内において政令で定める日

三 (略)

(新設)

(新設)

第六條 (略)

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第七條 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十
四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項に次の一号を加える。

六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第八條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次の二号を加える。

四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員の選任のために選定された裁判員候補者若しくは当該裁判員若しくは補充裁判員の職務を行うべき選任予定裁判員又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法

第五條 (略)

(刑事確定訴訟記録法の一部改正)

第六條 刑事確定訴訟記録法(昭和六十二年法律第六十
四号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項に次の一号を加える。

六 保管記録を閲覧させることが裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者の個人を特定させることとなるおそれがあると認められるとき。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第七條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次の二号を加える。

四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあつた者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者

五 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の裁判員候補者又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするかを問わず、威迫の行為をした者

第九條 (略)

をもつてするかを問はず、威迫の行為をした者

第八條 (略)

改正案

現行

第四十八条 (略)

② (略)

③ 公判調書は、各公判期日後速かに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならぬ。ただし、判決を宣告する公判期日の調書は当該公判期日後七日以内に、公判期日から判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は当該公判期日後十日以内（判決を宣告する日までの期間が三日に満たないときは、当該判決を宣告する公判期日後七日以内）に、整理すれば足りる。

第五十一条 (略)

② 前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならぬ。ただし、第四十八条第三項ただし書の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

第四十八条 (略)

② (略)

③ 公判調書は、各公判期日後速かに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならぬ。但し、判決を宣告する公判期日の調書は、この限りでない。

第五十一条 (略)

② 前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならぬ。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。